平成２１年（フ）第７５４号
新潟県新潟市西区真砂４丁目６番15号
債務者　池田　彩子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５７号
新潟県新潟市東区紫竹７丁目31番26号　クエストＫ305号、前住所新潟県新潟市東区河渡２丁目３番52号　レオパレスハイムサクスィード110号
債務者　五十嵐政弘
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５７８号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘21棟308号
債務者　生田　王久
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９５号
名古屋市中村区岩塚町字城前79番地の１
債務者　犬飼　忠明
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９６号
名古屋市中村区岩塚町字城前79番地の１
債務者　犬飼　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７１７号
愛知県瀬戸市窯町469番地の８
債務者　加藤　千春
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９８号
名古屋市天白区中砂町546番地の２　島田橋ハイツ205号
債務者　日下　篤彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０７号
愛知県江南市五明町天王８番地　グレース高比良N104
債務者　馬場　英明
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８号
愛知県江南市中奈良町熊野266番地
債務者　青木　安夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２号
愛知県一宮市奥町字宮東65番地７
債務者　村井喜美子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４号
三重県松阪市石津町140番地42
債務者　杉下　理夏
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１２８号
京都府木津川市山城町上狛鍵垣外10番地
債務者　城山　知子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７９号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　２棟106号
債務者　泉こと長谷川こと　黄　　武志
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２１号
大阪府富田林市錦織南２丁目23番14号、申立時の住所堺市堺区山本町５丁112番地27
債務者　岩越　幸次
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
岡山県倉敷市神田２丁目４番３号
債務者　松永　円佳
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県八女郡立花町大字北山2918番地１　町営北山住宅11号
債務者　松尾久美子（旧姓諸富）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３５０号
北海道苫小牧市花園町３丁目10番13号
債務者　奥山テル子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部